

平成二十五年政令第六十二号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令

内閣は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第三項第一号及び第十一条並びに林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（生産事業者団体等の範囲等）

第一条 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第三項第一号に規定する生産事業者団体等として政令で定める者は、森林組合及び森林組合連合会並びにこれらの子会社（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第一百条第三項に規定する子会社をいい、同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。次項において同じ。）とする。

2 法第二条第三項第一号に規定する種穂の主たる配布先として政令で定める者は、生産事業者団体等が森林組合又は森林組合連合会の子会社である場合における当該森林組合又は当該森林組合連合会の会員である森林組合の組合員とする。

（林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例）

第二条 法第十一条第一項の政令で定める期間は、十二年以内とする。

2 法第十一条第二項の政令で定める期間は、五年以内とする。

（都道府県貸付金の貸付けの条件の基準の特例）

第三条 法第十一条第一項に規定する資金に係る都道府県貸付金（林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第三百三十一号）第七條第一項に規定する都道府県貸付金をいう。）についての同令第七條第一項第一号の規定の適用については、同号中「四年」とあるのは、「六年」とする。

（林業・木材産業改善資金の償還期間の特例）
第四条 法第十六条の政令で定める期間は、十二年以内とする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年三月三十一日政令第一三四号）

この政令は、令和三年四月一日から施行する。